

利 用 契 約 書

_____（以下、「保護者」といいます。）と株式会社QPCサービス（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が_____（以下、「利用児童」といいます。）に対して行う児童発達支援事業・放課後等デイサービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用児童に対し、児童福祉法令の趣旨にしたがって、児童発達支援事業、放課後等デイサービスを提供し、保護者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から障害児通所給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（サービスの内容）

- 1 事業者は、第4条に定める個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。
- 2 なお、利用時間、料金等については、「契約書別紙」のとおりとします。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について予め保護者に説明し同意を得るものとします。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。なお、やむを得ず身体拘束を行なった場合には、身体拘束の態様や時間、その際の利用児童の心身の状態並びに身体拘束を行なった理由を記録します。

第4条（個別支援計画の作成）

- 1 事業者は、利用児童が置かれている環境及び日常生活全般の状況を通じて、保護者及び利用児童が希望する療育目標を設定し適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。個別支援計画の作成に係る業務は事業所の児童発達支援管理責任者に担当させるものとします。
- 2 事業者は保護者及び利用児童との面接により実施状況を把握し、6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 第1項および第2項の個別支援計画については、その内容について保護者及び利用児童に説明し、文書によりその同意を得ます。また当該計画について、保護者に書面で交付します。

第5条（障害児通所給付費支給申請に係る援助）

事業者は、保護者が通所給付費支給期間終了に伴う障害児通所給付費支給申請を円滑に行えるよう、保護者を援助します。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に関する必要な事項をその都度記録します。
- 2 事業者は、上記諸記録について保護者からの確認を受けます。
- 3 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- 4 保護者及び利用児童は、当該利用者に関する第1項の諸記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は保護者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第7条（料金）

- 1 保護者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月10日までに利用者に通知します。
- 3 保護者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。支払方法は事業者の指定する方法によるものとします。
- 4 事業者は、保護者から料金の支払を受けたときは領収証を発行します。

第8条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、保護者及び利用児童からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する要望、苦情等に対し、保護者及び利用児童の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、保護者及び利用児童が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、保護者及び利用児童は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用児童やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

- 1 保護者は、事業者に対して（30日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、保護者に対して30日以上予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、以下の各号に該当する場合は、事業者は文書で通知することにより直

ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用児童のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合
 - (2) 保護者又は利用児童が、事業者やサービス従業者または他の利用児童に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- 4 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
また1カ月のうち半数以上利用予定をキャンセルし、その後の利用調整を行うものの予定通りに事業所利用が行われない場合に契約終了の旨の通知をお送りいたします。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用児童が施設に入所した場合
 - (2) 利用児童が死亡した場合

第10条（連携）

- 1 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、サービスの提供終了に際しては、保護者及び利用児童に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用児童及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用児童の個人情報を用いることに、保護者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児童又は保護者の同意を得ます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用児童の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用児童の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用児童及び保護者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するもの

とします。

- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、保護者及び事業者は保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

（事業者名）株式会社 QPC サービス KIDS BASE さんかく

（住 所）埼玉県越谷市大泊 378-3

（代表者名）坂 本 輝 子 印

保護者

（氏名） _____ 印

利用児童

（氏名） _____

契 約 書 別 紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用児個別の事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

サービス提供時間	支援内容	ねらい	具体的な支援例
10:00 ～ 18:00	健康生活	健康・生活では、子どもの心身の健康状態の維持と改善を目的とした支援をします。生活リズムの形成や、基本的な生活スキルの獲得などの支援をして、子どもの成長を促していきます。	①おやつを通じた食育活動 ②歯磨き、衣類の着脱、トイレトレーニング等の身辺自立支援 ③時間管理、ルーティン活動の形成 ④性教育などの心理教育
	運動感覚	運動・感覚では、子どもの姿勢や運動能力、動作の向上を目的とした支援をします。スポーツ活動や体操などの粗大運動や工作活動や紐通しなどの微細活動を通じて、「視覚」、「聴覚」、「触覚」などの感覚統合を目指します。	①スポーツ活動や体操レク ②姿勢維持のためのストレッチ ③ハサミ課題、色塗り課題、線引き課題等の集中課題 ④スライムづくり、プラバンづくりなどの工作活動
	認知行動	認知・行動では、空間、時間、数などの概念理解や、子どもの思考パターンの幅を広げ、その場に適した行動を行えるように支援をしていきます。抽象的な概念理解やインプット、アプトプットの方法などを支援し、子どもが適切に情報を理解し、環境に適応する力を養います。	①パズルやブロックをはじめとする活動 ②間違い探し、迷路等の思考や注意力を要する活動 ③道徳教材を使ったグループディスカッション ④ネットリテラシー教育支援
	言語コミュニケーション	言語・コミュニケーションでは、言語の形成や言語の理解と表現、コミュニケーション能力などに焦点を当て、他者との円滑なコミュニケーションをはかれるように支援をします。発話にまつわる支援のほか、一方的な会話や言語表現が乏しなどのコミュニケーションに対してSSTや指導員との日々の会話を通じて、コミュニケーションのスキルの向上を図ります。	①唇や舌の動作の支援や口元模倣の活動 ②感覚遊びを通じた発話体験 ③「読み」「書き」等の支援 ④「雑談スキル」等の支援
	人間関係社会性	人間関係・社会性では、他者との関りの形成や自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加が育まれることを目的とした支援をします。共同作業の機会を増やしながら、一人遊びから共同遊びに変容し、最終的には協同遊びに変化を促せるように療育の中で様々な仕掛けを行います。	①人形劇やごっこ遊びなどの活動 ②共同でのレクリエーション活動 ③集団遊びの決定プロセス支援 ④興味の幅を広げる機会の提供
	心理支援	心理支援では、箱庭療法や、怒りのコントロールを目的としたセカンドステッププログラム、自己理解を目的としたカウンセリングなど行いながら、子どもたちの心身の健康を図る目的の支援をします。	①セカンドステップやSST等の集団心理支援 ②カウンセリングや箱庭療法などの個別心理支援 ③行動療法や自我心理学に基づいたプレイセラピー ④自傷・他害などの問題行動に対する集心理支援
	家族支援インクルージョン	養育者への教育相談や、家庭訪問、幼稚園、保育園、学校などの関係機関との連携の支援を行っています。	①発達障害や周辺疾患に関する心理教育 ②子育てや子供への対応に対する助言や支援 ③学校や保育園、病院などとの連携 ④子どもの心理検査および、特性の解説 ⑤障害のない児童との関りの機会の提供

2 利用料金

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

その他必要な料金	
おやつ代	100円～200円（税抜き）
創作活動に係る材料費	実費相当額
事業所外活動に係る交通費等	実費相当額
故意破損弁償代	実費相当額

事業者（事業者名） KIDSBASE さんかく
（住所） 埼玉県越谷市大泊 378-3
（代表者名） 坂本 輝子 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者
（住所） _____

（氏名） _____ 印

利用児童
（氏名） _____